

秋田県後期高齢者医療広域連合服務規程の一部を改正する訓令を公表する。

平成 21 年 5 月 13 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長 齊 藤 滋 宣

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号

秋田県後期高齢者医療広域連合服務規程(平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(職員証)

第 4 条の 2 職員は、常に職員証(様式第 1 号)を携帯しなければならない。

2 職員は、職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 職員は、職員証を紛失し、若しくは損傷したとき、又は氏名に変更があったときは、速やかに職員証再交付申請書(様式第 2 号)を、広域連合長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 職員が職員でなくなったときは、直ちに職員証を返還しなければならない。

附則の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号(第 4 条の 2 関係)

(表)

秋田県後期高齢者医療広域連合職員証	
顔写真	氏 名 生年月日
上記の者は秋田県後期高齢者医療 広域連合職員であることを証する。	
年 月 日	
秋田県後期高齢者医療広域連合長	
年 月 日まで有効	

(裏)

注意

- 1 本証は、職員であることを証するものであるから常に本人が携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失し、若しくは損傷したとき、又は氏名に変更があったときは、再交付の手続きを行うこと。
- 4 退職等のため不要となったときは、必ず返還すること。

様式第2号(第4条の2関係)

年 月 日

秋田県後期後期高齢者医療広域連合長 様

所属職 氏 名 印

職員証再交付申請書

次の理由により、再交付を申請します。

- 1 職員証の番号
- 2 理由の生じた年月日
- 3 理由

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。